

山口県報

令和4年
10月11日
(火曜日)

目 次

- 規則
山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）……………一
- 教委規則
教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 人委規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 職員の子供休業等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 県議会規則
山口県議会会議規則の一部を改正する規則……………四
- 企業管理規程
企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程……………四



山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十八号

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山口県営住宅条例施行規則（平成十六年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（条例第七条第三項第六号及び第九条第三項第九号の規則で定める者）

第五条 条例第七条第三項第六号及び第九条第三項第九号の規則で定める者は、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉に関する事務所、市町村において被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十号）第一条第二項に規定する被害者（同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）の支援に関する業務を担当する部局又は行政機関と連携して被害者の支援を行う民間の団体（以下「婦人相談所等」という。）に被害者である旨の申出をし、当該婦人相談所等から当該申出があったことを証する書類の交付を受けた者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十二号

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「により」の下に「行い、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（次に掲げる場合は、二週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 当該請求に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の

翌日までとする。)の間に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日
が当該請求に係る子の一歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げ
る場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))が同号に掲げる場合若しく
はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児
休業をいう。以下同じ。))の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の一歳到達
日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と
当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの
日)以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に
係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して
育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第三条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第三条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三
条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求す
る場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月(次に掲げる育児
休業の期間を延長しようとする場合は、二週間)前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで(出産
予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から
起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場
合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の
翌日までとする。)の間にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期
間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。
第八条中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条を第七条と
し、第九条を第八条とする。
第十条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第二項中「第五条の」を「第四条の」に、「第五条第三項」を「第四条第三
項」に、「第五條第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同
じ。)」を削り、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条
とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の
一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 育児休業法第二条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をし
ている職員

(1) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が当該育児休業に係る子の出生の日か
ら起算して八週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した
場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過す
る日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出
産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとす
る。)の間にしている育児休業(2)において「特定期間内育児休業」という。)で
あつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それ
ぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

(2) 特定期間内育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期
間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月

以下である育児休業
 ロ 育児・介護休業法第五条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている公益的法人等派遣職員

(1) 当該育児休業の申出に係る期間の全部が当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の間にある育児休業（2）において「特定期間内育児休業」という。）であつて、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

(2) 特定期間内育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ハ 第二条第十号に掲げる職員

第十二条第二項第九号を次のように改める。

九 育児休業法第二条の規定により育児休業（第六条第二項第四号イ(1)及び(2)に掲げる育児休業を除く。）をしている職員、育児・介護休業法第五条の規定により育児休業（第六条第二項第四号ロ(1)及び(2)に掲げる育児休業を除く。）をしている公益的法人等派遣職員又は第二条第十号に掲げる職員として在職した期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条の三第一項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三

号に掲げる場合又は条例第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の間にある育児休業（以下同じ。）の期間の末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日（当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。）の期間の末日とされた日）が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日）と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第二条の三第二項中「非常勤職員が条例第三条第八号」を「任期を定めて採用された職員が条例第三条第七号」に改め、同条を第三条とする。

第二条の二第一項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同項第一号中「第二条第四号ロ」を「第二条第四号ロ(1)」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第二条の二第二項中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に、「第二条第四号ロ」を「第二条第四号ロ(1)」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情）

第二条の二 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第四条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第四条 育児休業の期間の延長の請求は、第三条の育児休業承認請求書により行い、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲

ける育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の間にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

- 二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業
 - 三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業
- 2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。
- 第五条第三項中「第二条の三第二項本文」を「第三条第二項本文」に改める。
- 第八条中「第三条の育児休業等計画書」を「人事委員会が定める様式の育児短時間勤務計画書」に改める。

第十一条第二項及び第十三条第三項中「第二条の三第二項本文」を「第三条第二項本文」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会規則第一号

山口県議会会議規則の一部を改正する規則

山口県議会会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出

席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業管理規程第六号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年十月十一日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「により」の下に「行い、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（次に掲げる場合は、二週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 当該請求に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の間に育児休業をしようとする場合
- 二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。）の期間の末日とされた日）が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に

係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第三条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第三条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の間に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第二項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

この管理規程は、令和四年十月十一日から施行する。

令和四年十月十一日
発行

発行人

山口県知事